

第7章 受水槽方式の 取扱い基準

第 7 章 受水槽方式の取扱い基準

| | |
|--------------------|---|
| 1. 総 則 | 1 |
| 2. 受水槽方式の選定 | 1 |
| 3. 受 水 槽 | 1 |
| 3. 1 設 置 位 置 | 1 |
| 3. 2 構 造 | 1 |
| 3. 3 有 効 容 量 | 2 |
| 3. 4 越 流 管 | 2 |
| 3. 5 警 報 装 置 | 2 |
| 3. 6 そ の 他 | 2 |

第 7 章 受水槽方式の取扱い基準

1. 総 則

受水槽以下の設備は、配水管からの水道水をポンプで高置水槽に揚水するか、圧力タンク等で圧送したうえ配管設備によって給水する方法であり、水道法3条第9項に規程する給水装置ではないため、受水槽以下の設備の維持管理については、使用者又は、所有者の責任において行うことになる。

2. 受水槽方式の選定

受水槽方式の種類（表7-1）のとおりであるが、原則的には、1配管系統で高置水槽方式とする。いずれの方式を取るかは使用水量、時間的変化、および立地条件等を考慮して決定する必要がある。ただし、前記によることが困難なときは、1階、2階を直結式、3階以上は受水槽式の併用を認めるものとする。

表 7-1 水槽方式の種類と概要

| 種 類 | | 概 要 説 明 |
|---------------|-----------|--------------------------------------|
| 高置水槽方式 | | 受水槽に受水し、揚水ポンプにより高置水槽にくみ上げ自然流下で給水する方法 |
| ポンプ直送 給水方式 | ポンプ速度制御方法 | 受水槽に受水し、ポンプにより圧送する方法 |
| | 圧力タンク方式 | 受水槽に受水し、圧力タンクにより圧送する方法 |

3. 受 水 槽

3.1 設置位置

受水槽設置位置は、いずれの場合でも、明るく換気がよく点検しやすい所を選定する。特にし尿浄化槽、汚水枿等汚水源に接近させないよう、位置決定に留意すること。又受水槽が地上式の場合は、維持管理上支障がある時は、ネットフェンス等の安全防護柵を設けること。

3.2 構 造

1. 受水槽の構造は、FRP製、鋼板製、ステンレス製、その他頑固な材質を用い、水質の保全上漏水及び汚染しないよう水密な構造で材質及び防火防食塗料についても水質に影響を与えない材料を使用すること。FRP製（ガラス繊維強化ポリエステル）の場合は、「FRP製水槽藻類増殖防止のための製品基準」として社団法人強化プラスチック協会が定めており検査に合格した水槽には「水槽照度率：基準適合」を表示している。
2. 受水槽は、独立した構造体とし、地中張り、耐力壁等の併用を避けること。
3. 受水槽の各面が外部から点検出来るようにすること。（6面点検）
4. 受水槽は、修理又は定期的に内部の清掃がしやすいよう必要なマンホール及びステップを取り付け蓋には鍵を掛けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模なものにあつてはこの限りでない。
5. 受水槽を2分する遮断壁を設置した場合は、連通管で接続し同口径の仕切弁を取付けること。
6. 地震等に対応するため、周辺配管に伸縮可とう管を使用するほか、必要に応じて、転倒・破壊等に対する防止措置や、スロッシング現象の抑制措置を行う。

3. 3 有効容量

1. 受水槽の有効容量は、使用水量、使用時間及び受水槽入水量を考慮して決めるもので一般的には次の式を標準とする。

$$\text{受水槽有効容量} = \text{一日最大使用水量} \times \left(\frac{4}{10} \sim \frac{6}{10} \right)$$

$$\text{高置水槽有効容量} = \text{一日最大使用水量} \times \left(\frac{1}{10} \right)$$

2. 有効容量とは、H. W. LよりL. W. Lの間としH. W. Lについては、2. 8. 2の吐水口空間を参照し、L. W. Lについては、揚水管底部から100mmプラス揚水管口径とする。ただし、L. W. Lは150mm以上とする。

3. 4 越流管

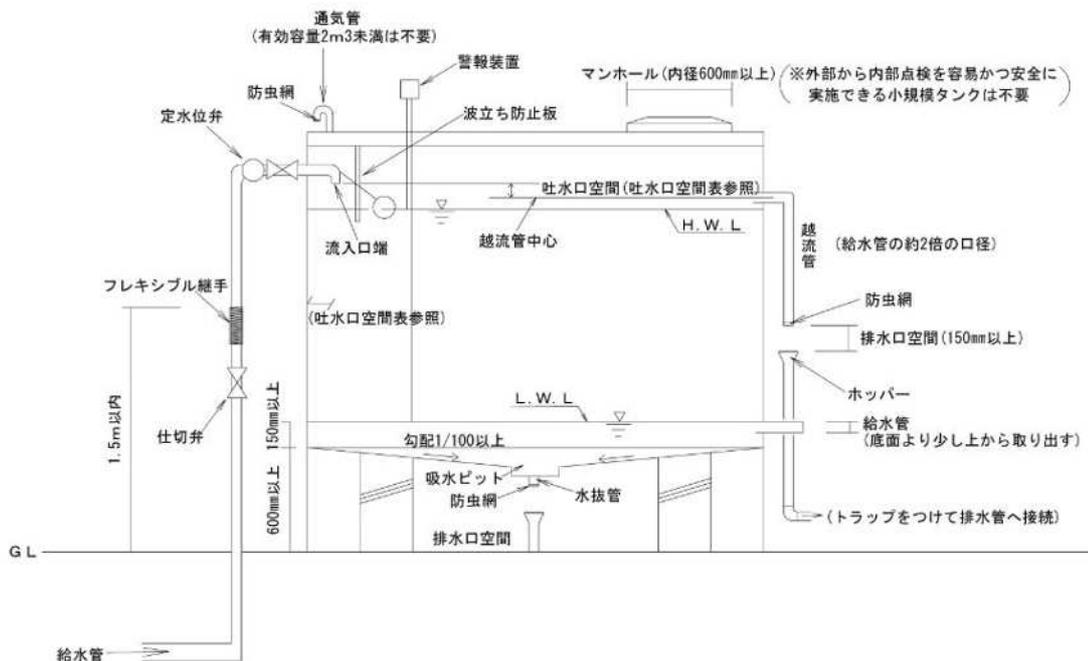
1. 水槽には越流管を設置すること。
2. 越流管の口径は配水管最大水頭時における給水量を排水できる大きさ、給水管口径の約2倍以上を標準とする。この場合適当な個所に防虫設備を設けること。

3. 5 警報装置

1. 受水槽には、高低水位警報装置を設けることが望ましい。
2. 高水位警報装置は、故障の発見、受水タンクからの越流防止のため取付けるもので、管理室等に表示（ベルとランプ）できるようにすること。
3. 低水位警報装置は、揚水ポンプの保安のため2と同様に設置すること。

3. 6 その他

1. 定水位弁の取付位置は、G Lより1.5m以上を標準とする。
2. 立ち上がり管には、仕切弁及びフレキシブル継手を設置する事。G Lより1.5m以内を標準とする。
3. 受水槽清掃用及び災害時等に給水を確保するために、共用栓を設置すること。
4. 受水槽の設置・変更及び廃止の場合は、宇都宮市簡易専用水道管理指導要領第5条及び宇都宮市小規模貯水水槽水道管理指導要綱第2条により届け出るものとする。
5. 関係法規に準ずる。



宇都宮市簡易専用水道管理指導要領

(目 的)

第1条 この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）及び宇都宮市水道法施行細則（平成8年規則第37号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、簡易専用水道に係る事務取扱い及び指導に関して必要な事項を定めることにより、簡易専用水道の適正な管理を推進し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 施 設

法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。ただし、事業用、消防用等の目的で設けられたものであって全く飲用に供されることのないもの及び船舶、航空機等に設置されるものは除く。

(2) 有効容量

水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるため設けられる水槽（以下「受水槽」という。）において、適正利用可能な容量をいい、最高水位と最低水位との間に貯留されるものを言う。

(3) 設 置 者

簡易専用水道の布設者、所有者、占有者、その他の者で、当該簡易専用水道の管理について権限を有する者をいう。

(4) 定期検査

法第34条の2第2項に規定される検査をいう。

(5) 立入検査等

法第39条第2項に規定される報告の徴収及び立入検査をいう。

(6) ビル管理法

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）をいう。

(有効容量の算定方法)

第3条 有効容量の算定は、別紙1「有効容量の算定方法」によるものとする。

(施設の把握)

第4条 保健所長は、次の各号により施設の実態を把握するものとする。

- (1) 施設の設置状況は、施設の設置者が、水道事業者に対して行う給水申込等により把握するものとし、このため各四半期終了後速やかに水道事業者から報告を求めるものとする。

(2) 報告を求める事項は、次のとおりとする。

- ア 名称（施設が設置してある建築物等の名称）
- イ 所在地（施設が設置してある建築物等の所在地，電話番号）
- ウ 施設の設置者の住所，氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名），電話番号
- エ 受水槽の有効容量
- オ 設置年月日
- カ 主たる建築物等の用途
- キ 水源の種類
- ク その他必要なもの

(3) 前号の事項に変更，廃止があった場合についても，第1号に準じて報告を求めるものとする。

（簡易専用水道台帳）

第5条 保健所長は，施設の維持管理について，適正な指導を行うため，次の各号により簡易専用水道台帳（以下「台帳」という。）〔様式第1号〕を整備するものとする。

- (1) 前条により把握した施設について，台帳に整理するものとする。なお，ビル管理法にいう特定建築物に該当する場合は，その旨記載するものとする。
- (2) 厚生大臣の指定する検査機関（以下「検査機関」という。）からの報告による定期検査の実施状況及び第7条に規定する立入検査の実施状況について，台帳に記載し整理するものとする。

（設置者に対する指導）

第6条 保健所長は，施設の設置者に対し，施設の管理及び定期検査について次の各号により指導するものとする。

- (1) 施設の管理については，省令第55条に規定する管理基準に基づいた「管理指針」（別紙2）及び「施設の構造指針」（別紙3）により行うこと。
- (2) 定期検査を受けていない施設の設置者に対しては，「簡易専用水道の定期検査について」（様式第2号）により定期検査の受検の通知をすること。
- (3) 設置者に対する啓発
 - ア 施設を把握した場合，設置者に対して「簡易専用水道の適正な管理について」（様式第3号）により通知をすること。
 - イ 前記アによるもののほか，施設の設置者から水道事業者への給水申込みが行われた場合水道事業者の協力を得てリーフレット等の配布を行うこと。

（立入検査等）

第7条 保健所長は，立入検査等を次の各号により実施するものとする。

- (1) 立入検査等は，衛生上問題があるとして指定検査機関から通報があった施設について行うほか，定期検査を受けていない施設について必要に応じて行うこと。

- (2) 立入検査等の実施にあたっては、「簡易専用水道立入検査票」（様式第4号）により行うこと。
- (3) 立入検査等の結果、衛生上問題があると認められた場合は、「簡易専用水道の改善について」（様式第5号）により、施設の設置者に対し改善の指導を行い、改善終了後速やかに改善報告書を徴収し、必要に応じ現地確認を行うこと。

（措置の指示及び給水停止命令）

- 第8条** 保健所長は、施設の管理が、省令第55条に規定する管理基準に適合していないと認められ、当該施設によって供給される水が法第4条の水質基準に適合しないおそれがある場合は当該施設の設置者に対し、法第36条第3項による必要な措置をとるべき旨の指示を行うものとする。（様式第6号）
- 2 保健所長は、当該施設の設置者が前項の指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認められるときは、当該施設の設置者に対する法第37条による給水停止命令を行うものとする。

（その他）

- 第9条** ビル管理法が適用される簡易専用水道については、その設置者からの報告の徴収・立入検査等は、ビル管理法の規定により行うこととする。
- 2 国が設置する簡易専用水道については、法に基づく立入検査等については適用除外とする。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

(様式第1号)

簡易専用水道台帳(新規・廃止)

No.

| | | | |
|-----------------|----------------------------|-----------------|-------------------------------------|
| 作成年月日(※) | 令和 年 月 日 | 整理番号 | |
| 町名コード(※) | | 水栓番号(※) | |
| 建築物の名称(※) | | 建築物の所在地(※) | |
| | 氏名 | 住所 | 電話番号 |
| 設置者 | | 〒 | |
| 管理者 (使用者) | | 〒 | |
| 取り出し管種 及び口径 | | メーター口径 | |
| 設置・廃止 年月日(※) | | 施工業者 (※) | 電話 ー |
| 受水槽有効 容量(※) | m ³ | 高置水槽有効 容量(※) | 有 m ³ 無 加圧ポンプ式 圧力タンク式 |
| 建築物 | 用途 | | |
| | 1. 集合住宅・寮 | 7. 学校 | 13. パチンコ店 |
| | 2. 一般住宅 | 8. 劇場・映画館 | 14. 福祉施設 |
| | 3. 店舗 | 9. 旅館・ホテル | 15. 雑居ビル |
| | 4. 官公庁・事務所 | 10. デパート・スーパー | 16. その他の公共施設 |
| | 5. 工事 | 11. 飲食店 | 17. その他 () |
| | 階数 | 戸数 | |
| | 地上 階 | 戸 | |
| | 地下 階 | | |
| 該当法令等 | 1. ビル管法 2. 簡易専用水道管理指導要領 | | |

廃止の場合は(※)箇所を記入のこと。

(様式第1号)

| 名 称 | | 設 置 位 置 | | 材 質 | |
|---------------|------------|----------------|------|---------------|--|
| | | 建築物の内外 | 方 式 | | |
| 受 水 槽 | 縦 | m | 1. 外 | 1. 地上式 | 1. FRP 2. コンクリート 3. ステンレス鋼板 4. 鋼板製 5. その他 () |
| | 横 | m | 2. 内 | 2. 地下式 | |
| | 高さ | m | | | |
| | 容量 | m ³ | 基 | | |
| 高置水槽 | 形状： 直方体・球体 | | 1. 上 | 1. 地上式 | 1. FRP 2. ステンレス鋼板 3. 鋼板製 4. その他 () |
| | 縦 | m | 2. 外 | 2. その他 () | |
| | 横 | m | | | |
| | 高さ | m | 3. 内 | | |
| | 直径 | m | | | |
| | 容量 | m ³ | 基 | | |
| 備考 | | | | | |
| 設 置 場 所 位 置 図 | | | | | |
| | | | | | |

宇都宮市上下水道局小規模貯水槽水道管理指導要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、宇都宮市水道事業給水条例（昭和33年条例第21号）第38条の2第1項及び第38条の3第2項並びに宇都宮市水道事業給水条例施行規程（昭和41年企業管理規程第9号）第30条の2及び第30条の3の規定に基づき、小規模貯水槽水道の管理について必要な事項を定めることにより、衛生的な飲用水を確保し、安全で美味しい水を飲める環境を構築することを目的とする。

(届 出)

第2条 小規模貯水槽水道の設置者（以下「設置者」という。）は、小規模貯水槽水道による給水を開始しようとするときは、小規模貯水槽水道設置届（別記様式第1号）を宇都宮市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届け出るものとする。

2 設置者（設置者に代わり、小規模貯水槽水道の管理に関する権限を有する者を含む。以下同じ。）は、届出事項に変更が生じたとき、又は、当該小規模貯水槽水道を廃止したときは、速やかに、小規模貯水槽水道（変更・廃止）届（別記様式第2号）を、管理者に届け出るものとする。

(水質基準)

第3条 小規模貯水槽水道により供給される水は、水道法（昭和32年法律第177号）第4条に定める水質基準に適合するものでなければならない。

(維持管理)

第4条 設置者は、次の各号に定める基準により、当該小規模貯水槽水道を維持管理するものとする。

- (1) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - (2) 水槽の点検等、有害物及び汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により、供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - (4) 末端給水栓における水の遊離残留塩素を、1リットルにつき0.1ミリグラム（結合残留塩素にあつては、1リットルにつき0.4ミリグラム）以上保持すること。
 - (5) 長時間滞留した水を使用するときは、一定時間放水し、末端給水栓及び水槽内において水の色、濁り、臭い、味その他について異常のないことを確認するとともに、残留塩素濃度を測定し、前号の定めのとおりであることを確認して使用すること。
- 2 設置者は、小規模貯水槽水道の状況を確認するため、小規模貯水槽水道保守点検表（別記様式第3号）により、定期的に当該小規模貯水槽水道の施設の保守点検、小規模貯水槽水道の清

掃，残留塩素濃度の測定及び水質検査等を行うこととし，欠陥を発見したときは，速やかに改善の措置を講ずるものとする。

(給水の緊急停止等)

第5条 設置者は，小規模貯水槽水道により供給される水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは，直ちに給水を停止し，かつ，その水を使用することが危険である旨を関係者に周知するとともに，速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(帳簿書類及び記録の保存)

第6条 設置者は，小規模貯水槽水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面並びに受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図を整備し，その小規模貯水槽水道を使用する間保存するものとする。

2 設置者は，小規模貯水槽水道保守点検表を，当該保守点検を行った日から起算して5年間保存するものとする。

(改善の指導等)

第7条 管理者は，小規模貯水槽水道の管理が，第4条第1項各号に定める基準に適合していないと認めるときは，設置者に対し，期限を定めて必要な改善の措置を講じるよう指導，助言及び勧告（以下「指導等」という。）を行うことができる。

(設置者からの報告)

第8条 管理者は，小規模貯水槽水道の管理について必要があると認めるときは，設置者から管理に関する報告を求めることができる。

(保健所との連携)

第9条 管理者は，小規模貯水槽水道の管理について，この要綱の目的を達成するため，保健所と連携し，小規模貯水槽水道の設置状況の把握並びに管理に関する普及及び啓発に努めるものとする。

2 管理者は，第7条に基づき，設置者に対し，指導等を行ったときは，その旨を保健所に報告するものとする。

附 則

この要綱は，平成20年5月20日から施行する。

小規模貯水槽水道設置届

年 月 日

（あて先）宇都宮市上下水道事業管理者

〒

設 置 者 住所
（所有者） 氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

宇都宮市小規模貯水槽水道管理指導要綱第2条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

| | | | | | | |
|-------------|-------|-------------|-----|---------|----|----------------|
| 給 水 番 号 | — | | | メーター口径 | | |
| 建 築 物 | 名 称 | | | 設置年月日 | | |
| | 所在地 | | | 主な用途 | | |
| | 構 造 | 地上 階, 地下 階, | | 延床面積 | ㎡ | |
| 管 理 者 | 住 所 | | | 給水世帯数 | | |
| | 氏 名 | | | 給 水 人 口 | | |
| | | TEL — | | | | |
| 水 槽 | | 設置場所 | 構 造 | 材 質 | 基数 | 有効容量 |
| | 受 水 槽 | | | | | m ³ |
| | 高置水槽 | | | | | m ³ |
| | | | | | | m ³ |
| 備 考 | | | | | | |

※添付資料 給水装置工事申込書，案内図

小規模貯水槽水道（変更・廃止）届

年 月 日

（あて先）宇都宮市上下水道事業管理者

〒

設置者 住所
（所有者） 氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

宇都宮市小規模貯水槽水道管理指導要綱第2条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

| | | | |
|-----------|-------|--------|--|
| 給水番号 | — | メーター口径 | |
| 建物名称 | | | |
| 設置場所 | 宇都宮市 | | |
| 変更内容 | 変更事項 | | |
| | 変更前 | | |
| | 変更後 | | |
| 変更（廃止）年月日 | 年 月 日 | | |
| 変更（廃止）理由 | | | |

※添付資料 変更事項が明らかとなる書類及び図面，案内図

小規模貯水槽水道保守点検表

年 月 日

〒

設置者住所

設置者氏名

| | | | | |
|-----------------|-----|----------------|------|----------------|
| 建築物の名称 | | | | |
| 建築物の所在地 | | | | |
| 貯水槽の管理者 | | | | |
| 貯水槽の有効容量 | 受水槽 | m ³ | 高置水槽 | m ³ |
| 貯水槽の清掃 実施年月日 | 年 | 月 | 日 | |

| | 番号 | 点検事項 | 点検基準 | 結果 | |
|-------------------|----|----------|---|---------------------------|--|
| 施設及びその管理の状況に関する検査 | 1 | 水槽の周囲の状態 | ・点検、清掃、修理等に支障のない空間を確保されていること。 | | |
| | | | ・清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 | | |
| | | | ・水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。 | | |
| | 2 | 受水槽本体の状態 | ・内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 | | |
| | | | ・亀裂・漏水箇所がないこと。 | | |
| | | | ・雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 | | |
| | 3 | 受水槽上部の状態 | ・水位電極部、揚水管等の接合部は、固定され防水密閉されていること。 | | |
| | | | ・水槽上部は水溜まりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 | | |
| | | | ・水槽のふたの直接上部には他の設備機器が置かれていないこと。 | | |
| | 4 | 受水槽内部の状態 | ・水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。 | | |
| | | | ・汚泥、赤さび等沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在せず、また清掃が定期的に行われていることが明らかであること。 | | |
| | | | ・外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 | | |
| | | | ・当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 | | |
| | | | | ・受水口と揚水口が近接していないこと。 | |
| | | | | ・水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。 | |

| | | | | |
|--|----|-------------|--|--|
| | 5 | マンホールの状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 ・マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。 | |
| | 6 | オーバーフロー管の状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・管端部と排水管の流水口等とは直接連結されておらず、その間隔は管径の2倍以上（ただし、最小は 150mm）であり、逆流防止に十分な距離であること。 | |
| | 7 | 通気管の状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・通気管として十分有効な断面積を有するものであること。 | |
| | 8 | 水抜管の状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は管径の2倍以上（ただし、最少は 150mm）であり、逆流防止に十分な距離であること。 | |
| | 9 | 給水管等の状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該設備以外の配管設備と直接連結されていないこと。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。 | | | | |
| 水質点検 | 10 | 臭気 | <ul style="list-style-type: none"> ・給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。 | |
| | 11 | 味 | <ul style="list-style-type: none"> ・給水栓における水に異常な味が認められないこと。 | |
| | 12 | 色 | <ul style="list-style-type: none"> ・五度以下であること。 | |
| | 13 | 濁り | <ul style="list-style-type: none"> ・二度以下であること。 | |
| | 14 | 残留塩素 | <ul style="list-style-type: none"> ・検出されること。 | |
| 所見 | | | | |

【結果の欄】

施設の保守点検は項目ごとに行い評価を4ランクとする。

- A…改善の必要なし。
- B…改善する事が好ましい。（不適切な部分はあるが水質に影響を及ぼす怖れは無い）
- C…改善を要する。（このままの状態で放置した場合水質に影響を及ぼす怖れがある場合）
- D…現状での給水が不可能である。